一般社団法人奈良県作業療法士会
代議員選出規程（案）

第１章　総則

（目的）

第 １ 条　この規程は、一般社団法人奈良県作業療法士会（以下「当法人」という。）の定款第５条第３項の規定に基づき、代議員の選出手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 ２ 条　代議員とは、この規程に基づき、当法人の正会員による選挙で選出された者で、正会員を代表して当法人の社員総会で議決権を行使する者をいう。

（選出方法）

第 ３ 条　代議員は、別表のブロックごとに正会員の中から選挙により選出する。

（代議員数）

第 ４ 条　当法人の代議員の総数は、定款第５条第２項に規定する基準に基づき、理事会で決定する。

２　代議員の総数は、代議員の選挙が行われる年の３月３１日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

３　地域ブロックごとの代議員数は、前項の正会員総数に対する当該地域ブロック登録の正会員数の割合を基に、概ね正会員２０名に対して１名の割合で算出した人数とする。

４　前項の場合において、正会員２０名の半数を超える端数については、これを１名として 代議員の合計数に加算するものとする。

５　第３項の場合において正会員の数が２０名未満の地域ブロックの場合には、代議員は１名として計算する。

６　定款第５条第７項の規定による補欠の代議員数は、地域ブロックごとに、当該地域ブロック代議員数の３０％（端数は切り上げ）以内とする。

（代議員の任期）

第 ５ 条　代議員の任期は、定款第５条第６項の規定により、当該代議員選挙終了の日の翌日から、選任の４年後に実施される次期代議員選挙終了の日までとする。

２　当法人の最初の代議員は、前項の規定にかかわらず、この規定施行の日から、４年後の９月末日までに行われる次期代議員選挙の終了の日までとする。

（選挙の時期）

第 ６ 条　代議員の選挙は、定款及びこの規程に定めるところにより、現任の代議員

が選任された４年後の９月末日までに次期代議員の選挙を行わなければならない。

（選挙人の資格）

第 ７ 条　選挙人は、代議員選挙公示日において、正会員として登録されている者でなければならない。正会員は等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、上記以外の理由により、正会員に選挙権を与えないことはできない。

（被選挙人の資格）

第 ８ 条　代議員の被選挙人は、代議員立候補受付締切日において、正会員として登録されている者でなければならない。

第２章　選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第 ９ 条　理事会は、代議員の選出に関する業務を公正に行うため、当法人に選挙管理委員会 （以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、代議員選挙の公示の９０日前までに組織し、代議員選挙業務の終了後に解散する。

３　委員会の委員（以下「委員」という。）は４名以上とし、社員総会において正会員の中から選出の上、会長が委嘱する。

４　委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によるものとする。

５　会長は、委員が確定次第、委員名簿を公表しなければならない。

６　委員は代議員に立候補できない。

（委員の任期）

第１０条　委員の任期は、前条第３項の規定により委嘱を受けた日から、選挙結果を発表し、委員会の解散の日までとする。

（委員会の業務）

第１１条　委員会の業務は、次のとおりとする。

（１）地域ブロックごとの代議員数の確定

（２）正会員への代議員選挙の周知

（３）代議員及び補欠の候補者名簿の作成

（４）その他代議員選挙に関し必要な事項

（代議員選挙の公示）

第１２条　委員会は、代議員の任期満了となる日の６０日前までに、代議員立候補受付のための公示を行わなければならない。

（公示の内容）

第１３条　前条の公示内容は、次に掲げる事項とする。

（１）代議員の総数及び地域ブロックごとの人数
（２）代議員の任期
（３）代議員立候補受付期間
（４）投票日
（５）開票日
（６）その他必要な事項
２　委員会は、前項第１号の定数を基に、正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

（地域ブロック運営委員会への選挙管理業務の委任）
第１４条　委員会は、地域ブロックごとの代議員の選挙に関する業務を、地域ブロック運営委員会（当法人の正会員により構成される地域ブロック単位の運営委員会）に委任する。

（選挙結果の報告）
第１５条　委員会は、投票結果を集計し、代議員及び代議員の補欠が決まったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
２　会長は、前項の報告を受け、承認したときをもって選挙を終了したものとし、その結果を正会員に通知しなければならない。

第３章　代議員の選出

（代議員の選出方法）
第１６条　代議員は、当法人の正会員による選挙に基づいて選出する。
２　選挙人は、当法人に登録してある住所又は居所のある地域ブロックに基づき、当該地域ブロックから立候補した候補者につき選挙を行う。選挙に際し、正会員は１個の選挙権を有する。
３　代議員に立候補しようとする者は、いずれか一つの地域ブロックから立候補できる。

（立候補受付期間）
第１７条　委員会は、１か月を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

（立候補手続）
第１８条　代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に、代議員選挙候補者届出書を委員会に提出しなければならない。
２　前項の届出は、立候補受付期間内に委員会に必着することを要する。委員会は、立候補届出をした者及びその属する地域ブロックに対して、立候補の受理を通知しなければならない。

（立候補取り下げ）

第１９条　立候補届出をした者がその届出を取り下げる場合は、立候補受付期限の日の午後５時までに、本人又は代理人が、書面又は電磁的方法により委員会に立候補取り下げの申し立てをしなければならない。

２　この申し立てを受けた委員会は、申し立てが真正であることを確認の上、立候補を取り消すものとする。

（立候補者の名簿）

第２０条　委員会は、第１８条第１項の規定により立候補者が提出した書類に基づき、地域ブロック単位の立候補者名簿（各立候補者の氏名、勤務先施設名、勤務先所在地を記載）を作成し、立候補者公報として地域ブロックごとの正会員に公表しなければならない。

（立候補者数が定数に達しない場合）

第２１条　委員会は、代議員の立候補者が定数に達しない場合は、地域ブロック運営委員会 に対し、不足する候補者の推薦を依頼するものとする。

２　前項の場合にあっては、地域ブロック運営委員会は、速やかに候補者を選考し、同候補者の同意を得て、委員会に推薦するものとし、当該候補者は、遅滞なく代議員候補者届出書を委員会に提出するものとする。

（立候補者が定数と同数の場合）

第２２条　地域ブロック単位の立候補者数が当該地域ブロックごとの定数と同数の場合、又は定数以下の場合には、正会員の信任があったものとし、無選挙当選とする。

（投票）

第２３条　代議員の選挙は、次の方法により行う。

（１）代議員選挙の投票は、正会員の無記名投票により行う。

（２）選挙人は、その属する選挙ブロックから立候補した代議員候補者のうち１名の氏名を委員会指定の投票用紙に記入して、郵便投票する。

（３）前項の投票用紙は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

（４）開票に際し、立候補者でない立会人を２名置く。立会人は、委員長が予め指名する。

（５）選挙を行ったときは、得票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数である場合には、抽選で決するものとする。

２　前項の投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、委員会において判断するものとする。

（１）選挙資格のない者の投票

（２）投票する候補者名が記載されていないもの

（３）候補者を２名以上記載したもの

（４）候補者以外の氏名又は他事を記入したもの。ただし、敬称の類を記入したものは、この限りでない。

（代議員の資格）

第２４条　代議員が正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を喪失する。

（守秘義務）

第２５条　代議員選挙の執行に係わる関係者は、選挙の公正及び正確な執行に努めるとともに、投票に関する守秘義務を厳守しなければならない。

第４章　雑則

（改廃）

第２６条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表　代議員選出のための地域ブロック（第３条関係）

ブロック名	地　域
奈良ブロック	奈良保健医療圏域
東和ブロック	東和保健医療圏域
西和ブロック	西和保健医療圏域
中南和ブロック	中和・南和保健医療圏域